

子ども虐待防止「オレンジリボン運動」

☎ 国こども子育て支援課 ☎ 6716

子ども虐待防止のシンボルマークとして、オレンジリボンを広めることで、子どもへの虐待をなくすことを呼び掛ける「オレンジリボン運動」を推進しています。

虐待のない子育てに優しい社会を目指し、市民一人一人に何ができるか、この機会に考えてみませんか。



女性に対する暴力をなくす運動

☎ 国総務課広報男女参画係 ☎ 6702

女性に対する暴力行為（性犯罪、ドメスティック・バイオレンスなど）は重大な人権侵害となります。配偶者などからの暴力や性犯罪など、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向け、女性の人権を尊重する啓発活動を推進しています。



女性に対する暴力根絶のシンボルマークパープルリボン

市では虐待防止の啓発活動を実施しています

☎ 国まちづくり支援課 ☎ 6777

10月に開催された東・南の両コミュニティセンターまつりで、市職員やセーフコミュニティ暴力・虐待予防対策部会員らが、イベントに訪れた人にオレンジリボンやパープルリボンを配布し、虐待防止を呼び掛けました。

この活動は、11月の児童虐待防止推進月間に合わせて行われ、配布に参加した同部長の中野渡景子さんは、「多くの人に暴力や虐待の問題に対して関心を持っていただきたいです」と話していました。



あおり性暴力支援センター

県では、性犯罪・性暴力の被害にあわれた人を支援するため、被害にあった人やその家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートする「あおり性暴力支援センター」を設置しています。

被害にあってしまったら、一人で悩まずにご相談ください。

性暴力被害専用相談電話
「りんごの花ホットライン」

☎ 017-777-8349

※専門の研修を受けた相談員が対応、秘密は厳守します。
相談受付時間 午前10時～午後9時（月・水曜日）
午前10時～午後5時（火・木・金曜日）
※土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。

☎ 国青森県青少年・男女共同参画課 ☎ 017-734-9228

「女と男」がともに輝くまちの実現をめざして

男女共同参画

☎ 国総務課広報男女参画係 ☎ 6702



仕事と生活の調和

（ワーク・ライフ・バランス）

まずは男性の家事・育児から

男性の家事・育児関連時間の状況

国によると6歳未満の子どもの持つ男性の一日当たりの家事・育児関連時間は平成28年の調査では83分と10年前と比べると23分増加しています。その内訳をみると、家事17分、看護・介護1分、育児49分、買い物16分となっています。

一方で、妻の家事・育児関連時間は454分（家事187分、看護・介護6分、育児225分、買い物36分）という結果となっています。

夫の家事・育児関連時間は増加傾向にあるものの、妻と比較すると圧倒的に短い状況となっています。

男性の家事・育児への参加

男性の育児休業取得率は、着実に増えてきているものの、依然として低く、夫婦共働き世帯でも約7割の男性が育児を行っていない状況にあります。

男性が積極的に参加するためには

国の世論調査で、『男性が家事・育児に参加するために必要なことは』と聞いたところ、「夫婦や家

族間でのコミュニケーションをよくはかること」が59・4%と最も多く、次いで「職場における上司や周囲の理解を進めること」、「男性自身の抵抗感をなくすこと」が共に57%となっています。

男性の家事・育児への参加を支援

市では、男性の家事・育児などへの参加を促すため、さまざまな取り組みを行っています。その一例を紹介します。

▼料理教室の開催

▼両親学級などの開催

▼子どもの頃からの意識づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現

夫婦共働きの世帯が増える中、夫も妻もやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たし、家庭や地域生活などにも関わりを持つなど、多様な生き方が選択できる、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が必要です。

そのためには、男性も積極的に家事・育児に参加し、男女が共に仕事と家庭（家事・育児など）を両立できる環境をつくるのが重要です。

まずは、男性（夫）の皆さん、家事・育児の中で、できることから始めてみましょう。